志布志市健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項に規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の４指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。このことから、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

『財政健全化法』って何だろう？

財政健全化法とは、北海道夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、国が「早期健全化段階（イエローカード）」、「財政再生段階（レッドカード）」の２段階で地方公共団体の財政悪化をチェックすることにより、財政状況の改善を早期に促すための法律です。

『財政破たん』って何だろう？

赤字額が標準的な財政規模の一定割合を超えた状態を言います。破たんすると、国の関与のもと再建することとなり、市民サービスの低下や市税や公共料金などの引き上げをせざるを得なくなり、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。

どうやって健全度を判断するの？

財政健全化法により、普通会計と公営事業会計や第三セクター等を含めた市の財政運営に影響を及ぼすべての会計を対象に可能性のあるすべて実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の４指標により判断します。

基準を超えるとどうなるの？

早期健全化基準を超えた場合

自主的な改善努力による財政の健全化を図ることになります。

財政再生基準を超えた場合

財政再生団体となり、国の管理のもと財政の再生を図ることになります。国の同意がなくても財政の再生を図ることなく早期に財政健全化計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

経営健全化基準を超えた場合

公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

各計画策定後は、議会の議決を経て公表し、県知事へ報告することとなります。

それぞれの計画を作ったあとはどうするの？

分表に示された実施状況は、毎年公表し、県知事へ報告することとなります。

公共団体は、国または県が不十分な場合は、取り組みを方針に対し必要な勧告を行うこととなります。地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営にうながす。

健全段階
指標の整備と情報開示の徹底
・指標の整備
→監査委員の審査を受け議会に報告し、公表

早期健全化段階
自主的な改善努力による財政健全化
・財政健全化計画の策定（議会の議決）
・実施状況を議会に報告し、公表
・外部監査の実施

財政再生段階
国等の関与による確実な再生
・財政再生計画の策定（議会の議決）
・実施状況を議会に報告し、公表
・地方債（借金）の制限
・外部監査の実施
・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化
健全経営 ← → 経営悪化

健全財政 ← → 財政悪化

実質赤字比率
※実質赤字額はありません。

１年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。
一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。
志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

連結実質赤字比率
※連結実質赤字額はありません。

市のすべての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。
志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率　9.9%

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。
よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

将来負担比率　34.1%

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。
この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率
※資金不足額はありません。

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。
公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。
公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。
この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は、下表のとおりです。志布志市の平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。
将来負担比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、主に一般会計に係る地方債現在高が228,327千円、退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額が179,931千円減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金、財政調整基金等の基金額が488,308千円増加したことによるものです。
なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志布志市の財政状況が厳しいことに変わりはなく、これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。

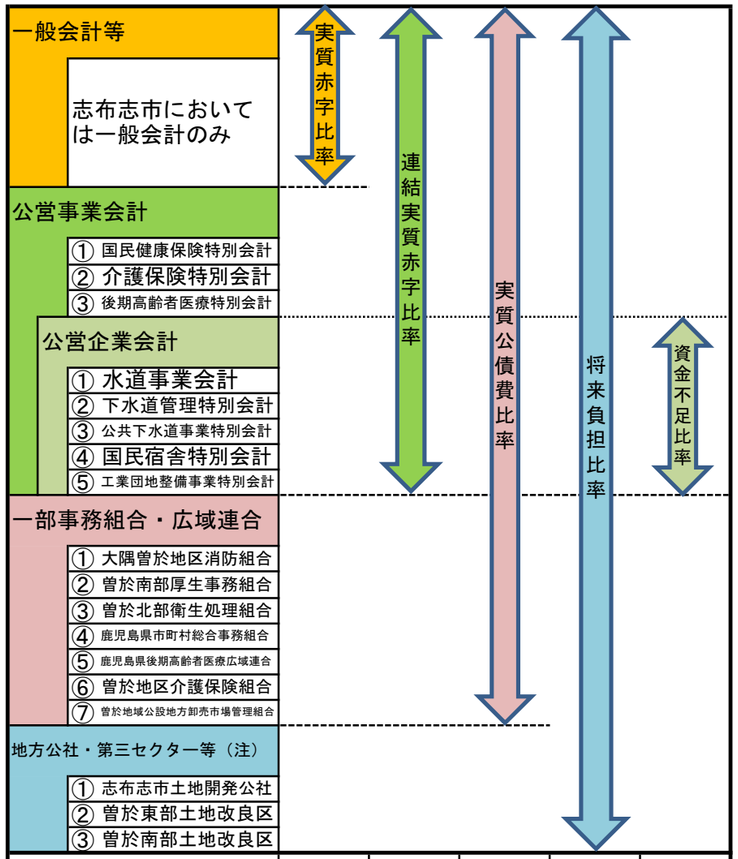

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成29年度 志布志市	－	－	9.9	34.1	－
早期健全化基準 （イエローカード） ※資金不足比率については、経営健全化基準	13.15	18.15	25.0	350.0	20.0
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	30.00	35.0		
平成28年度 志布志市	－	－	9.7	44.7	－
平成27年度 志布志市	－	－	9.6	55.4	－

（注）：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。
また、実質黒字の場合は「－」と記載してあります。